

# 平成 29 年度えひめこどもの城におけるデジタル アートアトラクション等業務委託仕様書

## 1 業務目的

子どもの独創性や表現力、テクノロジーへの興味といった知的好奇心を刺激するとともに、「えひめ愛顔の子ども芸術祭」において効果的に活用できるプロジェクションマッピングによる体験型室内アトラクション「みきゃんデジタルアートミュージアム」を整備し、本県の子どもの遊びと創造のシンボル施設としての魅力をさらに向上させ、子どもの健全育成を図る。

## 2 業務概要

えひめこどもの城パソコンコーナー付近におけるデジタルアートアトラクション等（プロジェクションマッピングなど）の設置・構築・運用支援・継続展開

## 3 新体験コーナー開設時期

平成 29 年 6 月中旬

## 4 事業の実施期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間

## 5 業務の内容

### (1) 事前調査・テストの実施

パソコンコーナー一帯の実地調査及び運用テストを行い、必要な機材、機材設置場所、運用体制、関係機関との調整事項、法規制等を発注者と確認すること。

### (2) 映像・音楽データ等の作成

ア 必要となる写真やイメージ、その他の素材については、発注者から提供を受けるもののほかは、受注者が用意すること。

イ パソコンコーナー付近の形状を活かした構築とするが、構造変更は発注者に確認の上、変更は可能とすること。

ウ 作成した映像・音楽は、実施前に発注者に提案し確認を得ることとし、求めに応じて適宜修正すること。

また、確認及び修正に必要な作業期間を設けること。

エ 「えひめ愛顔の子ども芸術祭」（開催日：平成 29 年 10 月 1 日～11 月 12 日）において活用できるコンテンツ制作を含むこと。

## 6 著作権

(1) 本業務における著作権は、受注者に帰属するものとする。

また、納入された記録映像の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(2) 納入された記録映像に含まれる音楽、映像データ、ロゴ、キャッチコピーなどの

著作権は発注者に帰属するものとする。

- (3) 前2項の規定に関わらず、受注者及びコンテンツ制作の関係者は、コンテンツの記録映像を、記録、事業実績の紹介（会社案内、ホームページ、社内データベースとしての使用）に限り使用することができる。
- (4) 第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権処理を行うこと。
- (5) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られない場合は、当該著作物の使用について、あらかじめ発注者と協議の上で、著作権処理を行うものとする。この場合、使用に対し設けられた制限の内容について、受注者は文書で発注者に報告すること。

## 7 その他

三浦保「愛基金」創設 10 周年を記念して実施する事業であることに留意し、別添「愛媛県『三浦保』愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ使用要領」のとおり、配布物や取得財産等にシンボルマーク及びロゴタイプの表示を行うこと。

## 8 留意事項

### (1) 関係者・関係機関との密接な調整

発注者と常に良好な 関係を保ち、調整を要する事項についてはあらかじめ密接な調整を行い、本業務を円滑に実施できるようにすること。

### (2) 再委託

業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者に届出を行い、承認を得ること。

### (3) 成果品に瑕疵ある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、受注者は発注者の指示により速やかに改修しなければならない。委託期間終了後も同じとする。

### (4) 協議事項

その他、この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。